

セコム

ガン保険

自由診療保険

MEDCOM

メディコム

入院または手術・高度先進医療をともなう通院治療の場合 自由診療でも、公的保険診療でも それがセコム損保のガン保険

治療費は実質自己負担0円。 『自由診療保険メディコム』です。

ゼロ

手術または高度先進医療をともなわない通院治療の場合はお支払いの対象となりません。

メディコムだから
自己負担0円①

自由診療の場合 治療費の全額をお支払いするのは 日本で唯一メディコムだけです。(2004年5月1日現在)

自由診療の場合、公的健康保険の対象範囲にしばられることなく、国内未承認の抗ガン剤を使用するなど、医師の裁量により世界水準の治療を受けることができます。メディコムでは治療費の実額を直接医療機関にお支払いすることもできるので、費用の心配をすることなく治療に専念することができます。ただし、手術または高度先進医療をともなわない通院治療の場合はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

治療をする前には必ずメディコム・ナースコールへご連絡ください。

世界水準の治療とは、米国国立衛生院に所属する米国国立癌研究所の診療ガイドラインおよび米国臨床腫瘍学会の開示する診療ガイドラインにそって行われる診療であり、メディコムではこの範囲を自由診療として補償いたします。

メディコムだから
自己負担0円②

公的保険診療の場合 自己負担となる3割の治療費を お支払いします。

2003年4月1日の健康保険制度改正にともない3割負担に増加となった一部負担金についても保険金をお支払いします。高度先進医療についても補償の対象となりますので安心です。ただし、手術または高度先進医療をともなわない通院治療の場合はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

一部負担金のお支払いは一旦お客様に立て替えて医療機関にお支払いいただき、その後保険金請求をしていただきます。公的保険診療の場合、実質負担金はゼロとなりますが、「高額療養費」および「附加給付」が支給される場合には差し引いた額をお支払いします。一部負担金は年齢や所得によって異なる場合があります。

さらに
メディコムなら

治療費以外の諸費用を 定額支払の補償でサポートします。

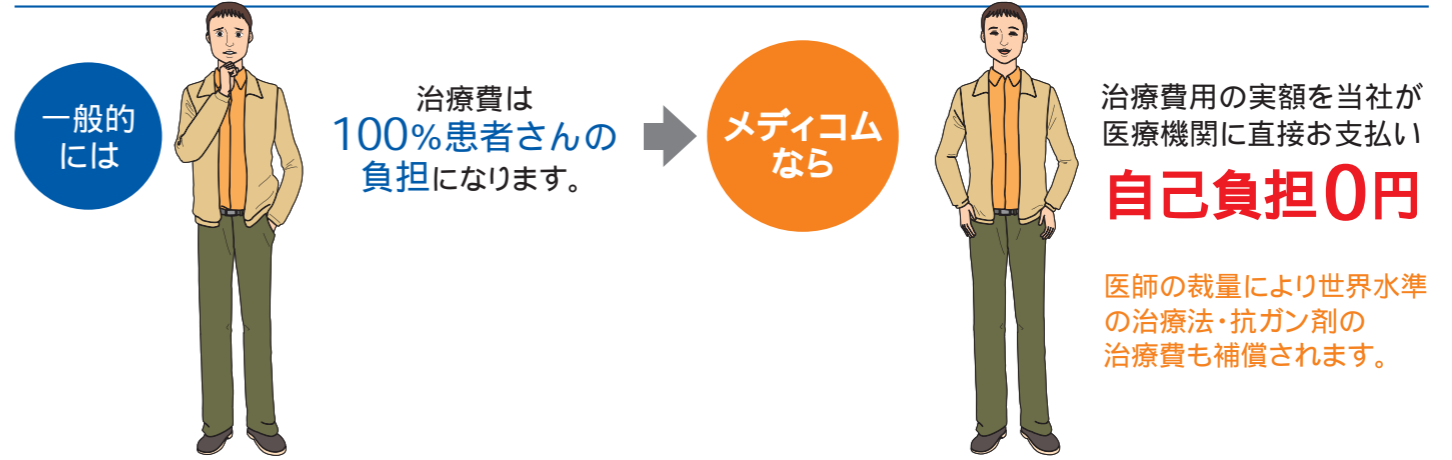
自由診療の場合も公的保険診療の場合も治療費とは別に定額で支払われる保険金があります。ガン治療にあたっては治療費の他にも差額ベッド代やご親戚の方の宿泊費、新聞代やテレビ使用料等の雑費もかかります。そんなとき役に立つ補償も忘れていません！快適な環境もガン治療の重要な要素の一つです。

頼れる
メディコムだから

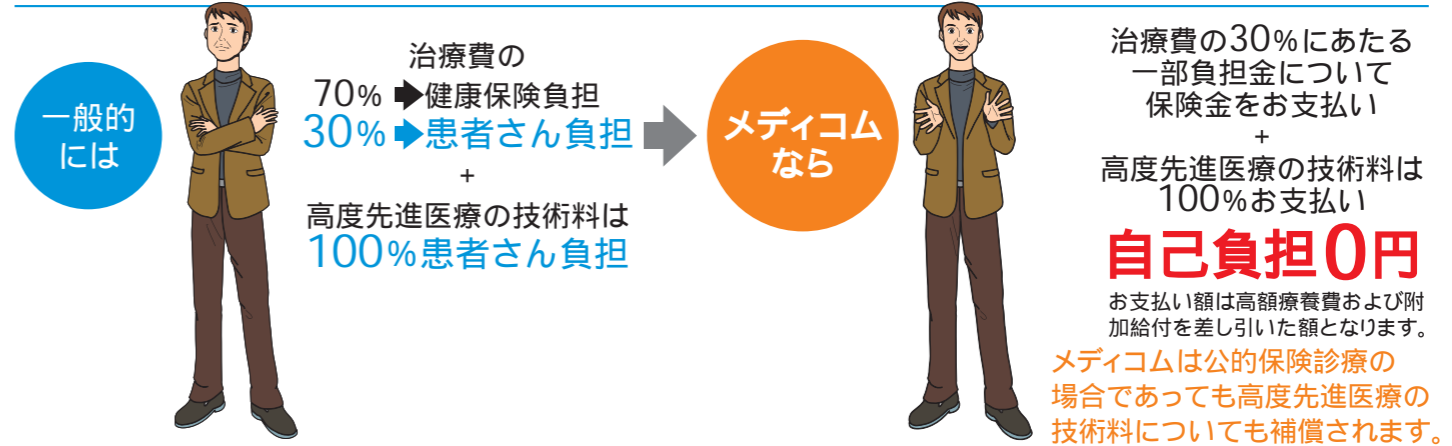
もしもの時もメディコム・ナースコールが 強い味方になります。

ガンと診断されるとたいへん不安なものです。そこで頼りになるのがメディコム・ナースコールです。ガンに関するご相談や、症状に最適な医療機関のご紹介、患者さんのメンタルなケアまで承ります。また治療中も、別の視点で治療法に関するアドバイスとしてガン専門医によるセカンドオピニオンをご提供します。

自由診療で入院治療したAさんの場合



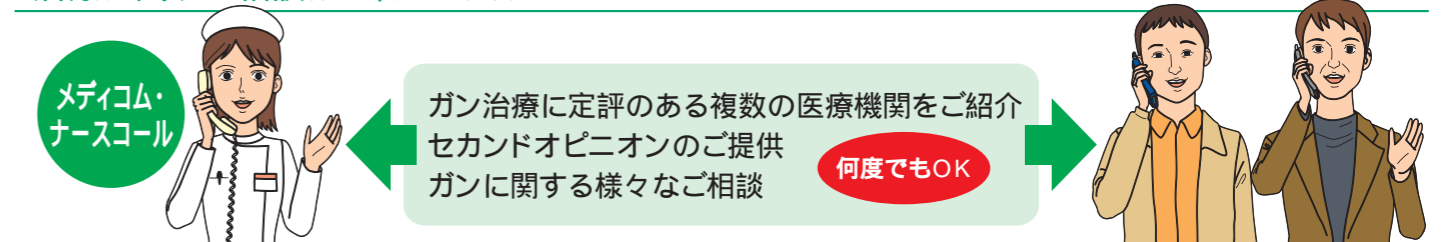
公的健康保険を利用して入院治療したBさんの場合(高度先進医療適用)



AさんにもBさんにも充実の定額補償(65歳以上の場合ガン治療準備保険金およびガン退院療養保険金は10万円になります。)



治療に関する相談から、メンタルケアまでサポート



充実の補償と頼れるサービス。ダブルのサポートでガンと闘うあなたを、快復までしっかりバックアップします。

自由診療保険
MEDCOM
 メディコム
 「メディコム(MEDCOM)」という商品名は、Medical Communicationからの造語で、お客様とセコム損保、医療機関との連絡を密にしながら、ガンと闘いましょうという意味が込められています。

保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時がこの保険の責任開始日となります。

メディコムの
充実の補償

メディコムの
頼れるサービス

3 自由診療・公的保険診療を問わずかかった治療費の実額をお支払いします。

自由診療

公的健康保険が適用されない、世界水準の治療法の手術費を含む入院治療費、手術を伴う通院治療費を実額払い

ガン入院費用保険金 注1

ガン外来手術費用保険金 注3

支払保険金は**無制限**

自由診療の場合
 当社が直接医療機関へお支払い
 かかった治療費¹は患者さんにかわり当社が直接、医療機関へお支払いすることができます。お立て替えの必要がなく、費用のことを心配せずに治療に専念することができます。

1 ガン入院費用保険金・ガン外来手術費用保険金

手術または高度先進医療をともなわない通院治療の場合はお支払いの対象となりません

公的保険診療

入院治療費、手術・高度先進医療を伴う通院治療費の一部負担金(治療費の3割部分)^{注4}と高度先進医療の技術料を実額払い
 ただし、高額療養費および附加給付等が支給される場合には差し引いた額を支払います

ガン入院費用保険金

ガン外来手術費用保険金 注3

支払保険金は**無制限**

公的保険診療の場合
 一部負担金および高度先進医療の技術料は一旦お客様に医療機関の窓口にお支払いいただき、その後保険金として請求していただきます。

1 ガンと闘う準備資金をお支払いします。

ガン治療準備保険金

50万円

65歳以上の場合は10万円

2 入院時に交通費、付添などの諸経費を一括でお支払いします。

ガン入院諸費用保険金

入院開始時 **10万円**

4 入院中の快適な環境づくりをサポートします。

ガン入院諸費用保険金 注2

入院日数 × **1万円**

支払保険金は**無制限**

5 お見舞返しや再発防止のケアなどの費用をサポートします。

ガン退院療養保険金

50万円

65歳以上の場合は10万円



すぐに連絡してください
 (治療を開始する前に必ずご連絡ください)

治療のご相談やメンタルなケアも承ります。

メディコム・ナースコール

症状に合わせて定評ある医療機関をご紹介します。

メディコム・ナースコール

診療や治療方針について、別の視点で専門家がアドバイスします。

セカンドオピニオン

診療や治療方針について、別の視点で専門家がアドバイスします。

セカンドオピニオン

メディコム・ナースコール

当社の看護師資格のある専任スタッフが常駐したメディコム・ナースコールは、お客様とのコミュニケーションの窓口です。

これからのことを親身になって対応します。

患者さんやご家族と対話をした上で、症状を確認します。また、精神的なケアも行います。その症状にあった、ガン治療で定評のある複数の医療機関をご紹介します。

セカンドオピニオン

診療や治療方針について、主治医以外の医師に意見を聞くことを、セカンドオピニオンといいます。当社が契約しているガン専門医に、安心してご相談いただけます。

最適な治療法であるのかという不安を解消します。主治医に直接話しにくい内容も、当社ガン専門医にご相談いただけます。他にどのような治療法があるのかをご相談いただけます。

注1 入院を開始した日(手術を受けた場合は最終の手術日)から45日間を限度とします。入院日数が45日に達した場合でも、医師が公的医療保険制度で定める診療範囲を超える診療を行うために継続入院、転入院もしくは再入院が必要であると判断したとき、または、一連の治療行為が終了していないために継続入院が必要であると判断したときは、45日間の限度を適用しません。また、最終の入院の退院日から3年経過後であれば、新たな入院治療とみなします。
 注2 入院費用保険金の支払われる期間を限度とします。
 注3 治療開始から180日間を限度とします。ただし、最終の治療を受けた日から3年経過後であるときは、新たな治療とみなします。
 注4 一部負担金は年齢や所得によって異なります。3歳未満...2割、3~69歳...3割、70歳以上...1割(一定以上所得者は2割)。

『メディコム』の補償内容

状況	補償内容	金額	制限
ガンと診断されたとき	ガン治療準備保険金	50万円 (65歳以上の場合は10万円となります。)	保険期間中何度でも!
自由診療の場合	ガン入院費用保険金 注1	手術費含む入院治療費にかかった費用	支払保険金は 無制限
	ガン入院諸費用保険金 注2	差額ベッド代(室料差額)、交通費、付添などの費用 入院開始時: 10万円 入院中: 入院日数 × 1万円	支払保険金は 無制限
	ガン外来手術費用保険金 注3	手術をともなう通院治療費にかかった費用	支払保険金は 無制限
公的保険診療の場合	ガン入院費用保険金	一部負担金(治療費の3割部分) ^{注4} 、高度先進医療の技術料	支払保険金は 無制限
	ガン入院諸費用保険金 注2	差額ベッド代(室料差額)、交通費、付添などの費用 入院開始時: 10万円 入院中: 入院日数 × 1万円	支払保険金は 無制限
	ガン外来手術費用保険金 注3	手術または高度先進医療をともなう通院治療費の一部負担金(治療費の3割部分) ^{注4} 、高度先進医療の技術料	支払保険金は 無制限
退院したとき	ガン退院療養保険金	50万円 (65歳以上の場合は10万円となります。)	保険期間中何度でも!

注1 入院を開始した日(手術を受けた場合は最終の手術日)から45日間を限度とします。入院日数が45日に達した場合でも、医師が公的医療保険制度で定める診療範囲を超える診療を行うために継続入院、転入院もしくは再入院が必要であると判断したとき、または、一連の治療行為が終了していないために継続入院が必要であると判断したときは、45日間の限度を適用しません。また、最終の入院の退院日から3年経過後であれば、新たな入院治療とみなします。
 注2 入院費用保険金の支払われる期間を限度とします。
 注3 治療開始から180日間を限度とします。ただし、最終の治療を受けた日から3年経過後であるときは、新たな治療とみなします。
 注4 一部負担金は年齢や所得によって異なります。3歳未満...2割、3~69歳...3割、70歳以上...1割(一定以上所得者は2割)。

満16歳~満74歳の方がご加入できます。補償は100歳まで。
 ご家族でご加入の場合、ご家族全員が同じ補償です。(65歳以上の方は補償内容が異なります)。保険料がお得な配偶者特約、子供特約もご用意しています。

お申し込みは簡単医師の診査は不要です。
 ただし既往症(過去のご病気)のある方やご加入される方のご健康の状態によっては、お引受けをお断りさせていただく場合がございます。入院中の方や過去にガンにかかったことがある方は、ご加入いただけません。

保険料については、保険料表をご覧ください。

Q 「自由診療」とは何ですか？

A 「自由診療」とは、公的健康保険(健康保険証)を使わないで治療を受け、すべての治療費を自己負担することをいいます。

自由診療保険『メディコム』は、ガン治療に関して、これらの実費で支払う治療費(自由診療費)を補償する保険です。

わが国では、国民皆保険制度のもと、国民の誰もが、健康保険、国民健康保険などの公的健康保険に加入していて、誰もが平等に診療が受けられる、すばらしい制度になっています。

ところが、治療法・治療薬には、公的健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります。「使えないもの」には、規定範囲を超える量の器材・薬剤の使用や、最先端治療、新薬などがあげられます。ガンの治療法・治療薬の開発・研究は日進月歩で行われていますが、すでに欧米などで効果が認められた治療法や治療薬の中には、公的健康保険が「使えるもの」になるまでに長い時間がかかったり、費用的に高額であることから「使えないもの」になっているものがあります。

また、公的健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」の診療を一緒に受けることは厳しく規制(混合診療の禁止)されていて、公的健康保険が「使えないもの」の診療を受ける場合には、すべての治療費を自己負担しなければならないのが現状です。

公的健康保険の「使えるもの」「使えないもの」とは、患者さんにとって、世界水準の最先端治療や最新の治療薬などをはじめ、ガンを克服するために最適な治療を受けることを可能にし、その治療費を補償する保険が自由診療保険『メディコム』です。

Q ガンの疑いがあると医者から言われましたが、どうしたらいいですか？

A ガンと診断された場合やガンの疑いがある場合には、治療をはじめの前に必ずメディコム・ナースコールまでご連絡ください。治療に関するご相談などを承ります。また治療に際しましては、ガン治療に定評のある協定病院をご案内いたしますが、協定病院以外の病院での自由診療による治療を希望される場合には、当社からご希望の病院に依頼し承認を得る必要があります。承認を得るまでに時間がかかる場合もありますので、早めにご連絡ください。

Q 自由診療の場合、保険金はどのように支払われるのですか？

A 自由診療の場合の例として、Aさん(女性・37歳)が、「乳ガン」で26日間入院し、外科手術(乳房温存手術)を受け退院。半年後に、肝臓に転移がみられ、外来で放射線治療(外来手術)を受けた場合。

お支払いする保険金の種類	支払保険金	お支払い先	備考
ガン治療準備保険金	500,000円	被保険者へ	診断時に一括でお支払い
ガン入院費用保険金	約1,950,000円	医療機関へ	自由診療での手術費・入院費・基本的食事代等の相当額 (衛生材料、TV代、新聞代等、直接治療に関係ない費用は除く)
ガン入院諸費用保険金	360,000円	被保険者へ	入院開始時100,000円 入院中10,000円×26日分 交通費、差額ベッド代等の諸費用として
ガン退院療養保険金	500,000円	被保険者へ	退院時に一括でお支払い
ガン外来手術費用保険金	約1,750,000円	医療機関へ	自由診療での治療費の相当額
合計	約5,060,000円		

(注)協定病院以外で自由診療を受ける場合、医療機関の都合で直接支払い出来ない場合があります。

保険金お支払い内容

保険金の種類	支払事由(お支払いする場合)	お支払い額
ガン治療準備保険金	保険期間中にガンと診断確定されたとき	50万円(65歳以上の場合は10万円)
ガン入院費用保険金	保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき ガンを直接の原因とする入院であること ガンの治療を直接の目的とした病院等への入院であること	左記の入院治療で負担する費用
ガン外来手術費用保険金	保険期間中に、外来で次のいずれにも該当する治療を受けたとき ガンを直接の原因とする治療であること ガンの治療を直接の目的とした病院等における手術または高度先進医療をとまなう治療であること	左記の一連の外来治療で負担する費用
ガン入院諸費用保険金	ガン入院費用保険金の支払われる入院を開始したとき	10万円
	ガン入院費用保険金の支払われる入院をしたとき	1万円×入院日数
ガン退院療養保険金	ガン入院費用保険金の支払われる入院をしたのち、保険期間中に生存退院したとき	50万円(65歳以上の場合は10万円)

上表の「保険期間中」には、待機期間中は含まれません。

保険金のお支払いの補則

保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時がこの保険の責任開始日となります。(90日の待機期間を設けました。)

(1)ガン治療準備保険金

保険期間中何度でもお支払いします。

ただし、この保険金の支払われることとなった最終のガンの診断確定日から3年以内の場合には、お支払いできません。

(2)ガン入院費用保険金

自費(自由)診療による入院の場合は、「実際に負担する費用」をお支払いします。ただし、協定病院等または当社が認めた病院等での入院の場合に限りです。

公的医療保険制度を利用した入院の場合は、その際に負担する「一部負担金」および「高度先進医療に要する費用」をお支払いします。

自費(自由)診療による入院の場合は、1回の入院につき、下記の場合を除き、入院を開始した日(入院中に手術を行った場合は、手術をした日)からその日を含めて通算入院日数45日をお支払いの限度日数とします。

複数回の入院は、1回の入院とみなします。ただし、最後の入院の退院日から3年を経過した場合は、新たな入院とみなします。

上記の入院日数45日に達した場合は、退院したものとみなします。

上記の入院日数に達した場合でも、次の場合は45日を超えてお支払いします。

a 医師が公的医療保険制度で定める診療範囲を超える診療を行うために継続入院、転入院または再入院が必要であると判断したとき

b 医師が一連の治療行為が終了していないために継続入院が必要であると判断したとき
お支払いの対象となる費用は、被保険者の入院治療で負担する費用のうち、医師が医学的に有効であると認めたガンの治療の費用に限るものとし、その費用に対して行われる次の給付等は、その費用の額から差し引きます。

a 公的医療保険制度を定める法令により支払われる高額療養費および高額医療費

b 公的医療保険制度を定める法令により、支払った一部負担金の範囲内で行われる給付(いわゆる「附加給付」)

c 第三者により支払われた損害賠償金

d その他の給付(重複保険契約により支払われる保険金は除きます。重複保険による保険金は按分によるお支払いとなります。)

(3)ガン外来手術費用保険金

自費(自由)診療による治療の場合は、「実際に負担する費用」をお支払いします。ただし、協定病院等または当社が認めた病院等での治療の場合に限りです。

公的医療保険制度を利用した治療の場合は、その際に負担する「一部負担金」および「高度先進医療に要する費用」をお支払いします。

公的医療保険制度利用による治療、自費(自由)診療による治療にかかわらず、医師が治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。

最後の治療の日から3年を経過した場合は、新たな治療開始とみなします。

お支払いの対象となる費用は、被保険者の手術または高度先進医療をとまなう一連の外来治療で負担する費用のうち、医師が医学的に有効であると認めたガンの治療の費用に限るものとし、その費用に対して行われる次の給付等は、その費用の額から差し引きます。

a 公的医療保険制度を定める法令により支払われる高額療養費および高額医療費

b 公的医療保険制度を定める法令により、支払った一部負担金の範囲内で行われる給付(いわゆる「附加給付」)

c 第三者により支払われた損害賠償金

d その他の給付(重複保険契約により支払われる保険金は除きます。重複保険による保険金は按分によるお支払いとなります。)

(4)ガン入院諸費用保険金

ガン入院費用保険金の支払われる入院を開始したときに支払われるガン入院諸費用保険金(定額10万円)は、保険期間中何度でもお支払いします。

ただし、この保険金の支払われることとなった最終の入院の開始日から3年以内の場合には、お支払いできません。

(5)ガン退院療養保険金

保険期間中何度でもお支払いします。

ただし、この保険金の支払われることとなった最終の退院の日から3年以内の場合には、お支払いできません。

ご契約にあたって

このパンフレットは、ガン治療費用保険についての概略のご説明です。ご契約に際しましては、必ず「ご契約のしおり(重要事項説明書)」をご覧ください。

当社代理店は、本保険におきましては、当社との委託契約に基づき、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。クーリングオフ制度の説明書は、「ご契約のしおり(重要事項説明書)」に記載されておりますので、ご契約の際にお受け取りください。

当社は損害保険契約者保護機構に加入しております。引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金・満期返戻金・解約返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。こうした場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、補償対象契約として、一定金額まで保護の対象となります。(詳しくは「ご契約のしおり(重要事項説明書)」をご覧ください。)

税務上の取扱い

本保険は、税法上の生命保険料控除の対象となります。

万一、ガンに罹患されたときは...

万一ガンと診断された、あるいはガンの疑いがあると言われたときは、ただちに当社「メディコム・ナースコール」にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。

「メディコム・ナースコール」では、お客様のガンに関する様々なご相談をお受けいたします。お客様のガンの症状にあわせて、最適な治療ができる協定病院等をご紹介します。また、当社指定のガン専門医による医療相談やセカンドオピニオンもご利用いただけます。

「MEDCOM」及び「メディコム」は、「自由診療保険」に関するセコム損害保険株式会社の商標です。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル

メディコム・コンタクトセンター

セコムをコール

☎(フリーダイヤル) **0120-756-056**

受付時間 (祝日・年末年始を除く)月曜～金曜 9:00～18:00

メディコム・ホームページアドレス <http://www.medcom.jp>